

報道発表

平成 24 年 3 月 29 日

これまでの認証評価の実施状況等について ～認証評価を通じた教育の質の保証と向上の進展を目指して～

「認証評価機関連絡協議会」は、我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実等を図るため、認証評価機関 10 機関の発意により発足した協議会です。

この度、認証評価機関連絡協議会において、これまでの認証評価の実施状況等及び平成 23 年度実施の認証評価結果（概況）について、別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

資料 1 「認証評価機関連絡協議会」について

資料 2 これまでの認証評価の実施状況について

～認証評価を通じた教育の質の保証と向上の進展を目指して～

資料 3 平成 23 年度実施の認証評価結果（概況）

参考 1 認証評価機関連絡協議会委員名簿

参考 2 第 5 期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について

参考 3 機関別認証評価の実施実績（平成 16～22 年度）

参考 4 専門職大学院分野別認証評価の実施実績（平成 16～22 年度）

参考 5 優れた試み等について（短期大学基準協会）

参考 6 「大学評価（認証評価）の有効性に関する調査」報告書（大学基準協会）（別添）

担 当 者 一 覧

〔認証評価機関連絡協議会について〕

機 関 名	担当部署	担当者役職	担当者氏名	TEL
事務局 ((独)大学評価・学位授与機構)	評価事業部 評価企画課	課長	小笠原 千寿	042-307-1620
		課長補佐	平野 裕士	042-307-1621

〔各機関の評価結果について〕

機 関 名	担当部署	担当者役職	担当者氏名	TEL
(財)大学基準協会	大学評価・研究部 審査・評価系	主幹	土居 希久	03-5228-3883
		主幹	橋本 孝志	03-5228-2200
(独)大学評価・学位授与機構	評価事業部	部長	児島 昌樹	042-307-1606
	評価事業部 評価支援課	課長	渡邊 真一	042-307-1640
(財)日本高等教育評価機構	評価事業部	部長	伊藤 敏弘	03-5211-5131
	評価事業部	次長	陸 鐘旻 (ロー ツォンミン)	03-5211-5131
(財)短期大学基準協会	事務局	事務局長	竹田 貴文	03-3261-3542
	事業課	事業課長	砂田 ひとし	03-3261-3542
(公財)日弁連法務研究財団	認証評価事業部	職員	隅山 実季	03-3500-3765
(NPO法人)国際会計教育協会	会計大学院 評価機構	職員	高田 敏文	03-5980-8365
			坂口 卓成	
(NPO法人)日本助産評価機構	事務局	局員	阿部 真理子	03-3866-3180
教員養成評価機構	事務局	事務課長	小玉 清	042-329-7860
(社)日本技術者教育認定機構	審査部	担当部長	石村 和男	03-5439-5031
(財)日本臨床心理士資格認定協会	事務局	事務局長	木村 尚志	03-3817-0020

「認証評価機関連絡協議会」について

1. 目的

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進すること。

2. 設立年月日

平成23年1月17日

3. 参加機関

以下の認証評価機関10機関により組織

- ・財団法人大学基準協会
- ・財団法人日本高等教育評価機構
- ・公益財団法人日弁連法務研究財団
- ・特定非営利活動法人日本助産評価機構
- ・教員養成評価機構
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構
- ・財団法人短期大学基準協会
- ・特定非営利活動法人国際会計教育協会
- ・財団法人日本臨床心理士資格認定協会
- ・一般社団法人日本技術者教育認定機構

4. 主な取組

- (1) 評価者の資質の向上
 - ・大学・評価機関の評価人材育成のための研修の充実
 - ・認証評価制度の一層の周知
- (2) 評価結果の活用と大学が積極的に認証評価に参加する方策
 - ・認証評価機関と大学の継続的な関係の構築
 - ・学内のIR機能の充実
 - ・認証評価に積極的に取り組む大学・担当者の評価
- (3) 評価活動の新たな方向性の検討等
 - ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
 - ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討・研究
 - ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方の検討
 - ・国内外への情報発信のあり方の検討

これまでの認証評価の実施状況について ～認証評価を通じた教育の質の保証と向上の進展を目指して～

認証評価機関連絡協議会

【はじめに】

平成 16 年 4 月から、国公私立全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等という。）は、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとする制度が導入されました。

認証評価とは、認証評価機関が第三者としての客観的な立場から大学等の教育研究等の状況の評価することによって、大学等の教育研究活動等の質を保証するとともに、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることにより、教育研究水準の向上に資することを目的とするものです。

現在、大学、短期大学、高等専門学校については 7 年以内ごとに、専門職大学院については 5 年以内ごとに、認証評価を受けることが義務付けられています。これまでに、新設を除く日本の全ての大学等が 1 回目の認証評価を受けました。

認証評価機関連絡協議会では、大学等の教育研究活動等の改善・向上の状況を広く周知するため、また、各大学等の教育研究活動等の更なる向上に役立つことを期待して、認証評価制度の導入によって日本の大学等がどのように変わってきたか、特に、その教育がどのように改善・向上し、どのような課題があるのかについて、認証評価の活動を通じて明らかになった点を、認証評価機関 10 機関が連携・協力して分析しました。

なお、認証評価は、多くの大学関係者や大学団体、経済界等の御協力によって実施することが可能となっています。この機会をお借りして御礼申し上げます。

I 認証評価制度導入後の大学等の教育改善の進捗状況

認証評価を通じて、私たちは、確かに日本の大学等がより良くなってきていると感じております。もちろん、さらに改善すべき点や課題はあるものの、認証評価制度の導入前には十分実現していなかった取組等が、現在では、ある意味で当然のこととなってきていますので、その点を中心に紹介します。

主な項目と概要は以下のとおりです。

1. 3つの「方針」の策定・公表

- 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の3つの方針の策定・公表が着実に進展していること。

平成 20 年 12 月、文部科学省中央教育審議会は、「学士課程教育の構築に向けて（答申）」をまとめ、各大学において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実

施の方針」、「入学者受入れの方針」の3つの方針を明確化する必要性を示した。

これを受け、認証評価においても、3つの方針が明確に示されているか等の確認を進めることとなった。

その結果、各大学がそれぞれの目的、使命を自覚し、明文化し、さらにそれに基づいて、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の3つの方針を策定し、かつ、それをウェブサイトに掲載したり、高等学校訪問、説明会、オープンキャンパス等で説明したりするなど、分かりやすい形で公表する取組が着実に進展している。

例えば、大学基準協会が行った平成23年度の認証評価では、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の3つの方針を策定した、もしくは策定中であるとする大学が、申請大学(30大学)の6割を超えていた。

「学位授与の方針」を策定した／策定中である	19大学
「教育課程編成・実施の方針」を策定した／策定中である	19大学
「入学者受入れの方針」を策定した／策定中である	23大学

また、大学基準協会が実施した平成16年度から平成22年度における認証評価の検証(「大学評価(認証評価)の有効性に関する調査」(別添:参考6))によると、認証評価を契機に「大学内部において、目標・計画、実行、点検・評価、改善・見直しのサイクルが機能するようになった」と回答した大学は、回答237大学中、54.9%であった。

2. 学習活動の実質化

○ 学生が主体的に学べる環境と制度が整備され、効果的に運用されるようになってきたこと。

各大学等における教育内容・方法の改善が進展し、各大学等が教職員間の共通理解の下、試行錯誤を重ねながら諸課題を解決するための取組を行ってきた結果として、学生が主体的に学べる環境と制度が整備され、実際に効果的に運用されるようになってきている。

例えば、各大学等において、

- ① 学生が安易に単位を取得して卒業に至るのではなく、主体的に学べる時間を確保するための年度あたり履修可能単位上限制度
 - ② 法令で定められた授業時間数確保の徹底
 - ③ GPA制度(評定平均)による学習の達成状況の把握と管理
 - ④ 成績判定の厳格性の実現
 - ⑤ 授業の双方向化(授業アンケート等による授業方法の改善)
- などの環境・制度整備、運用が進んでいる。

【取組の具体例】

- ・ 学生による授業評価アンケートの結果を授業改善やカリキュラムの見直しに

活用している。

- ・ 学生と教員アドバイザーの双方が、定期的に修学状況や学生の学習の到達度を確認する、きめ細かな指導体制を設けている。
- ・ 授業評価アンケートに利用されている IT 化教育支援システムは、併設大学と共同開発したシステムであり、携帯電話やコンピュータを利用した授業評価アンケートを実施している。各教員は同システムにて担当科目のアンケート結果を閲覧することができ、授業改善に生かせるようにしている。また、学生から事務局が欠席連絡を受けた場合に、全教員に電子メールを送信する欠席者のチェックシステムは、学習支援としても生活支援としても機能している。
- ・ 全学生による「授業評価アンケート」と各クラス学生 10 名による「聴き取り調査」を実施すると共に、公開の研究授業をその都度行い、教育向上に役立てている。
- ・ 学生の授業評価結果に対する教員の改善策等のコメントが学内のウェブサイト上に公開され学生の閲覧に供することで、教員・学生双方の授業改善への意識が喚起されている。

3. 教育活動の再認識

- | |
|---|
| ○ 教育改善に組織的に取り組む体制が充実し、教育の改善・向上に積極的な教員が急速に増えたこと。 |
|---|

認証評価制度の導入以降、授業評価アンケートの実施、結果の公表、アンケート結果に対する教員の教育改善に向けた取組のサイクルが各大学等で行われている。このように、教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組である「ファカルティ・ディベロップメント (FD)」が様々な形で実施されるようになってきている。

【取組の具体例】

- ・ 授業評価アンケートの結果を踏まえた改善計画やアンケート結果に対するコメントを公開したり、教員の教育方法について、授業公開をはじめとする実践的な FD 研修を実施している。
- ・ 学生による授業評価と教員の自己点検・評価を、開学以来継続して実施し、平成 20 年度に FD 委員会が整備され、平成 21 年度からは授業アンケートを授業の中間時点にも実施し、その結果を後半の授業に活かすなど授業改善を図っている。
- ・ 教員相互による授業参観を行い、「教員相互による授業参観授業者アンケート」によって、授業を公開した教員、参観した教員が共に学ぶ機会が設けられている。

- ・「FD・コンソーシアム委員会」を学内に設置し、課題の分析、教員相互の授業公開等で研鑽に取り組んでいる。地域のFD組織に加盟し、他校との情報交換に取り組むなど積極的な姿勢がみられる。

4. 社会との接続

○ 社会との接続、社会からの要請に応え、社会のニーズにマッチする人材養成を目指す大学運営が目立つようになったこと。

各大学等において、社会との接続や社会からの要請に対する意識をより高め、これを踏まえた人材育成を目指す取り組みが進展している。

【取組の具体例】

- ・ キャリア支援科目群と課外でのきめ細かな就職支援体制により、とりわけ年間70回以上の就職支援プログラムの全てをビデオ撮影し、ビデオでの受講を可能とするなど、手厚いキャリア教育及び就職支援が展開されている。
- ・ 就職支援は1年次から卒業まで計画的かつ体系的に支援体制が構築され、就職手帳の配付や就職支援課と「特別演習」担当教員との連携など、全学的にきめ細かな就職支援が行われ、就職希望者に対し99%の高就職率の実績を有する。
- ・ インターンシップ実施にあたり、専従の職員と施設を確保し、企業とのスムーズな連携や学生への継続的な指導を行うことで、大きな教育成果をあげている。
- ・ 学生支援課を中心に、卒業後3年以内の卒業生を対象とした就職追跡アンケート調査を実施している。その結果を基に、社会人基礎力の充実・早期離職者防止対策などキャリア支援に生かしている。
- ・ 就職率が極めて高い。直近の卒業生を招く「卒業生懇談会」、就職活動の流れを体験学習する「就職合宿」、一般企業就職を目指す1年次生に対する「合同企業研究会」などを就職指導の一環として行っている。あわせて個別の学生相談にはゼミ担任が当たっており、就職支援体制が確立されている。
- ・ 入学当初から、入学者全員の教育目標が達成できるように、免許・資格取得、就職等のガイダンスが実施され、就職総合センター、就職対策委員会、担任の連携による支援を行い、その結果、就職内定率、専門就職率が高い。

5. ICT環境の充実

- 急激で革新的な情報環境の変化に対応するために、各大学のキャンパスにおいて情報環境の構築が進んだこと。

2000年前後では、インターネット接続、学内 LAN 構築が実現している大学は、70～80%であったが、現在ではほぼ 100%となっている。

さらに、そのような環境を利用して、教育活動、学習行動をオンライン化、デジタル化する取組、特に、コース・マネジメントシステム(CMS)と呼ばれる情報システムの導入が開始され、すでにかんがりの大学に普及しつつある。

【取組の具体例】

- ・ ネットワークを利用して、学生に講義・就職情報がリアルタイムに伝達されている。
- ・ システムを運用し、学務情報が、自宅からのアクセスも含め 24 時間利用可能となっている。
- ・ 遠隔授業ネットワークを活用している。
- ・ システムを活用し、シラバス参照、履修登録、成績参照等を行っている。
- ・ 情報環境の整備により、学生と教員間、学生間のコミュニケーションに活用されている。
- ・ 学生及び教員全員にパソコンを必携とし、学内全域に無線 LAN 環境が構築され、e-Campus（学内情報システム）の運用により、授業情報や学生生活情報など、修学に必要な種々の情報が学生と教職員がホームページ上で共用し、活用されている。
- ・ 大学独自の学術情報リポジトリを構築し、附属図書館において、学外データベースなどとの横断検索を実現し、情報有効活用のための体系化や情報最適化システムによる支援などの取組みを通して利用者の便宜やユビキタスを前進させた。
- ・ 図書館を 24 時まで開館し、コンピュータ室は 24 時間利用可能とし、学生がアクセス可能な学内ネットワーク上にコースフォルダを設置して教材や参考資料を閲覧可能にしている。

6. 透明性の強化・向上

- 各大学等のウェブサイト等により、教育や研究等の情報がすぐに確認できるようになりつつあること。

自己評価の報告書や、認証評価の評価結果報告書は公表することが義務付けられており、さらに平成 23 年度から教育情報公表の義務化が実施され、国公立問わず、透明性の向上が図られている。

【取組の具体例】

- ・ ほとんどの大学で、教員個人の教育、研究、社会貢献等に関する情報を収集するためのシステムを構築し、大学の活動状況や教員の研究内容、研究業績をウェブサイトで公開しつつある。
- ・ 学則及び自己点検・評価委員会要綱により、開学からの 4 年間を総括した平成 15（2003）年 3 月以降 3 回の自己点検・評価報告書をまとめ、冊子及びホームページにより公表してきている。
- ・ 平成 4（1992）年から自己点検・評価委員会を設置し、継続的に自己点検評価活動を推進している。自己点検評価活動については、7 年に 1 回の第三者評価を補充する重要な活動であると組織全体で認識し、その結果として、自己点検評価報告書の発行、文部科学省をはじめとする 7 機関と 60 大学の計 67 の学外関係機関への配付など、学内外に情報が幅広く公表されている。
- ・ 平成 5（1993）年度より自己点検・評価に取組み、その結果を学内外に公表している。また、JABEE の認定活動にも積極的に取組み、すでに 3 プログラムが認定されている。自己点検・評価及び JABEE の認定活動による成果を教育改善に十分に反映させている。

7. 学習支援・学生支援の充実

- | |
|--|
| ○ 学生が快適な環境で主体的に学習し、より良い学生生活を送れるよう、各大学等が教育環境・生活環境を整備してきたこと。 |
|--|

【取組の具体例】

- ・ 学生の支援を、研修を受けた上級生が行う「学生スタッフ」や「ピアサポーター」の制度により、支援される側は上級生との繋がりを作ることができ、行う側も自分の技術力や知識の再確認ができています。
- ・ 最低月 1 回実施されているゼミナール担当教員と学生との面談、「自己発展チェックシート」や「マンツーマン指導カルテ」「フューチャーマップ診断テスト」などを通じた学生へのきめ細かなサポート体制により、学習意欲を向上させている。
- ・ 大学独自の奨学金として「特待生制度」「学業優秀奨学生制度」などの学習奨励奨学金制度があり、また経済的理由による修学継続困難者を救済する「家

計急変奨学生制度」も運用されている。

- ・ レベルに応じた選択授業や再試験のための補習授業を行うなど、個々の学生に対応した学習支援が積極的に実践されている。特に入学時における、基礎学力不足を補うための授業体制として、学生3人に対して教員1人を配置し、短期間で専門科目になじめるように配慮している。
- ・ 学長面談は、学習環境や大学生活全般に対する学生の意見や要望を率直に聴く場として多くの学生に利用されており、駐輪場の改善や売店・自販機の充実など、具体的な改善につながっている。
- ・ 社会人学生の受け入れについては、4年以上の社会人経験のある学生には授業料の半額減免を行い、秋季入学制度も実施するなどの具体的で意欲的な支援を実施している。また、社会人入試制度を説明したパンフレットを作成し、広報活動も活発である。
- ・ 全学生のキャンパスライフ・カルテを作成して、入学から卒業までの情報を記録している。入学後に取得した資格・検定、ボランティア活動、サークル活動、学生生活状況、表彰・その他、卒業後の進路、チューターの所見などを記載したこの資料は、学生の教育すべてにいかされている。

8. 専門職大学院教育の充実

- | |
|--|
| ○ 専門職大学院においては、理論と実務の架橋教育の実現に向け、法科大学院では、研究者教員と実務家教員の共同教育が進むとともに、臨床教育の充実が図られていること。また、その他の専門職大学院では、ケースなどの教材を開発・使用するとともに、より実践的な教育の充実が図られていること。 |
|--|

法科大学院においては、法曹養成のための中核的教育機関として、主に以下の点などを踏まえて理論と実務を架橋する実践的な教育が着実に実施されてきている。

- ① 教育課程（カリキュラム）について、理論的かつ実践的な教育が段階的かつ完結的に編成されるものとなっていること。
- ② 研究者教員と実務家教員との連携により、理論と実務を架橋する実践的な教育が実施されていること。
- ③ 厳格な成績評価と修了認定が行われていること。
- ④ 各授業科目の教育内容に則した教員が適切に配置されていること。

また、授業の実施にあたって少人数教育であることや双方向的・多方向的な授業方法が確保されていること、研究者教員と実務家教員とが相互に授業参観を実施するなどのFD活動の取り組みが、かなり普及しつつあることなどが挙げられる。

【取組の具体例】

- ・ 法科大学院では、演習形式の授業において、1つの題材について研究者教員が理論的な講義を行うとともに、実務家教員が実践的な事例を通じて授業を

行うなど実務に即した授業を展開している。

- ・ 模擬裁判、エクスターンシップなどの法律実務基礎科目において、法律基本科目の知識を実践的に展開している。
- ・ その他の専門職大学院では、理論的な科目や基礎的な科目を実践に向けて総合的に関連付けるべく、ケースメソッドなどの開発が進むとともに、インターンシップ、プロジェクト型教育などを充実させている。
- ・ 教員の教育に対する意識が高く、FD 活動も活発に行われている。
- ・ 授業科目が適切に配置されていない事例や、授業の学生数が適切でない事例、必ずしも厳正な成績評価が実施されていない事例、教員が適切に配置されていない事例などについて、改善を促し、問題点が解消されている。
- ・ 研究者と実務家教員との相互の授業参観については、大学評価・学位授与機構の評価を受けた法科大学院において、これまで約8割の大学が実施している。
- ・ 法律事務所での実習を行う授業科目「エクスターンシップ」が、必修科目としてすべての学生に義務付けられている。

II これからの認証評価の方向性

以上に述べたように、これまでの認証評価によって、各大学等では教育をはじめとする質の保証、向上への取組みが着実に進展しています。

同時に、社会が求めている現代の日本の大学等の在り方を背景として、これからの認証評価が進むべき方向が明らかになりつつあります。ここでは、その中でも特に重要と考えられる、1. 学習成果の重視、2. 内部質保証の充実、3. 効果的・効率的な認証評価の実施の3点を紹介したいと思います。

これらの3点は国際的にも注目されているテーマであり、各国では様々な試みを行っています。日本においても、国内の高等教育の歴史と将来を展望して、独自の観点から努力することが必要であるとともに、国際的な協調も視野に入れて取り組む必要があります。

1. 学習成果の重視

- | |
|---|
| ○ 大学等が社会からの期待に応えているかどうかという観点から、学生が大学等の教育を通じて十分な知識・能力を得ていることを重視すること。 |
|---|

大学等の教育が生む人材の知識と能力を保証することの重要性が増しており、「何単位を修得したか」という履修管理から、「どのような知識と能力を持っているか」との学習成果を重視する取組が、労働市場の国際的流動化も視野に入れて重要な動向となっているので、学習の成果を測定する方法を確立することが各大学等、各教育分野において求められ、各大学等の取組を認証評価を通じて共有

化し、向上させることが必要となっている。

認証評価機関においても、このような必要性を踏まえた取組を既に開始している。例えば、大学評価・学位授与機構では、24年度以降に実施する大学機関別認証評価の基準の改訂に際して、これまで「教育の成果」としていた内容について、より学生の視点に立った「学習成果」として評価基準を定め、教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、単位修得、卒業（修了）等の状況、進学や就職等の進路の状況、学生や卒業（修了）生等からの意見聴取の結果等に基づき、学習成果が上がっているかどうかを評価することとした。

2. 内部質保証の充実

- 各大学において、教育等の質を自律的に改善するための仕組み（内部質保証）が構築され、機能しているかどうかという点を重視すること。

自己点検・評価を通じて人材養成目的や知識・技能等を明確にし、教育等の質を自律的に改善するための仕組み（内部質保証）が、各大学等において機能していることを確認することが課題となっている。

前述（P.2）の大学基準協会が実施した平成16年度から平成22年度における認証評価の検証結果（「大学評価（認証評価）の有効性に関する調査」）によれば、半数以上の大学が、認証評価を契機に、大学内部において、目標・計画、実行、点検・評価、改善見直しのサイクルが機能するようになったと考えているが、今後この動向を全ての大学に波及させていくことが重要である。このため、認証評価機関においても、それらを重視した評価の実施が進められている。

例えば、大学基準協会では、平成23年度より、大学自身による主体的・自律的な教育の質保証ができているかどうか、大学自らの責任で社会に対して説明することを各大学に求め、大学の中に質保証・質向上のためのシステムが構築され、それが有効に機能しているかどうかを検証することに主眼を置く評価に移行した。

3. 効果的・効率的な認証評価の実施

- 認証評価を通じた教育研究等の質保証の水準が向上・深化するとともに、認証評価が一層効果的・効率的に実施され、大学等の改善に反映されること

各大学等は、認証評価を受けるに当たり、多くの時間と労力をかけて、これに臨んでいる。認証評価機関には、それぞれの質保証の水準を一層向上・深化するとともに、評価を一層効果的・効率的に行う工夫が求められている。

このような期待に応えるため、例えば、日本高等教育評価機構では、認証評価のねらいを明確にし、認証評価のシステム、基準の立て方などを合理化していくということが重要であるととらえ、これまでの11基準を基本的かつ共通的な4基準に

変更するとともに、その他各大学の使命・目的に基づく独自の基準を設定することにより各大学の必要最小限の自己点検・評価項目の設定を可能とした簡素化を図った。

これら各認証評価機関の取組に加え、認証評価機関連絡協議会としても、大学等の負担軽減を図るために、認証評価で使用する情報の一定の共通化・共有化について議論を開始している。

平成23年度実施の認証評価結果（概況）

* 評価結果及び備考欄の記載は各機関の表記に従う。

1. 大学

平成23年度に認証評価機関3機関で実施した58大学の認証評価結果は、全て「適合」、「基準を満たしている」、「認定」である。

名 称	評価機関	評価結果	備 考
青森公立大学	大学基準協会	適合	
いわき明星大学	大学基準協会	適合	
大阪薬科大学	大学基準協会	適合	
学習院女子大学	大学基準協会	適合	
神奈川工科大学	大学基準協会	適合	
九州保健福祉大学	大学基準協会	適合	
京都女子大学	大学基準協会	適合	
神戸学院大学	大学基準協会	適合	
埼玉県立大学	大学基準協会	適合	
札幌市立大学	大学基準協会	適合	
芝浦工業大学	大学基準協会	適合	
淑徳大学	大学基準協会	適合	
清泉女子大学	大学基準協会	適合	
玉川大学	大学基準協会	適合	
天使大学	大学基準協会	適合	
桐蔭横浜大学	大学基準協会	適合	
東京医療保健大学	大学基準協会	適合	
常葉学園大学	大学基準協会	適合	
長野県看護大学	大学基準協会	適合	
名古屋学院大学	大学基準協会	適合	
名寄市立大学	大学基準協会	適合	
広島修道大学	大学基準協会	適合	
広島女学院大学	大学基準協会	適合	
宮城学院女子大学	大学基準協会	適合	
山口県立大学	大学基準協会	適合	
立教大学	大学基準協会	適合	
立命館大学	大学基準協会	適合	
宇都宮共和大学	大学基準協会	期限付適合	
高野山大学	大学基準協会	期限付適合	
ビジネス・ブレークスルー大学	大学基準協会	期限付適合	
京都学園大学	大学基準協会	適合	20年度の再評価
聖徳大学	大学基準協会	適合	20年度の再評価
相愛大学	大学基準協会	適合	20年度の再評価
東京基督教大学	大学基準協会	適合	20年度の再評価
立正大学	大学基準協会	適合	20年度の再評価
筑波技術大学	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
公立はこだて未来大学	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
群馬県立県民健康科学大学	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
山梨県立大学	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
愛知県立大学	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
県立広島大学	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
聖徳大学	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	

秋田看護福祉大学	日本高等教育評価機構	認定	条件あり
大阪青山大学	日本高等教育評価機構	認定	
大阪河崎リハビリテーション大学	日本高等教育評価機構	認定	
大阪総合保育大学	日本高等教育評価機構	認定	
沖縄国際大学	日本高等教育評価機構	認定	
岐阜医療科学大学	日本高等教育評価機構	認定	
群馬パース大学	日本高等教育評価機構	認定	条件あり
神戸情報大学院大学	日本高等教育評価機構	認定	条件あり
聖マリア学院大学	日本高等教育評価機構	認定	条件あり
東京聖栄大学	日本高等教育評価機構	認定	
西九州大学	日本高等教育評価機構	認定	条件あり
日本女子体育大学	日本高等教育評価機構	認定	
山口学芸大学	日本高等教育評価機構	認定	
甲子園大学	日本高等教育評価機構	認定	再評価
第一工業大学	日本高等教育評価機構	認定	再評価
ノースアジア大学	日本高等教育評価機構	認定	再評価

2. 短期大学

平成23年度に認証評価機関2機関で実施した4短期大学の認証評価結果は、全て「適合」、「適格」である。

名称	評価機関	評価結果	備考
鳥根県立大学短期大学部	大学基準協会	適合	
修紅短期大学	短期大学基準協会	適格	22年度の再評価
静岡英和学院大学短期大学部	短期大学基準協会	適格	22年度の再評価
鈴鹿短期大学	短期大学基準協会	適格	22年度の再評価

3. 高等専門学校

平成23年度に認証評価機関1機関で実施した6高等専門学校の認証評価結果は、全て「基準を満たしている」である。

名称	評価機関	評価結果	備考
旭川工業高等専門学校	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
八戸工業高等専門学校	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
沼津工業高等専門学校	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
明石工業高等専門学校	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
広島商船高等専門学校	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	
阿南工業高等専門学校	大学評価・学位授与機構	基準を満たしている	

4. 専門職大学院

① 法科大学院

平成23年度に認証評価機関3機関で実施した4専門職大学院の認証評価結果は、「適合」：3大学院、「不適合」：1大学院である。

名称	評価機関	評価結果	備考
愛知学院大学（大学院法務研究科法務専攻）	大学基準協会	適合	追評価（21年度認証評価実施）
日本大学（大学院法務研究科法務専攻）	大学基準協会	不適合	追評価（20年度認証評価実施）
千葉大学（大学院専門法務研究科法務専攻）	大学評価・学位授与機構	適合	
早稲田大学（大学院法務研究科）	日弁連法務研究財団	適合	

② 公共政策

平成23年度に認証評価機関 1 機関で実施した 1 専門職大学院の認証評価結果は、「適合」である。

名 称	評価機関	評価結果	備 考
明治大学（専門職大学院ガバナンス研究科ガバナンス専攻）	大学基準協会	適合	

③ 臨床心理

平成23年度に認証評価機関 1 機関で実施した 3 専門職大学院の認証評価結果は、「適合」である。

名 称	評価機関	評価結果	備 考
鹿児島大学（大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻）	日本臨床心理士資格認定協会	適合	
広島国際大学（大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻）	日本臨床心理士資格認定協会	適合	
帝塚山学院大学（大学院人間科学研究科臨床心理学専攻）	日本臨床心理士資格認定協会	適合	

④ 教職大学院

平成23年度に認証評価機関 1 機関で実施した 9 専門職大学院の認証評価結果は、全て「適合」である。

名 称	評価機関	評価結果	備 考
宮城教育大学（大学院教育学研究科高度教職実践専攻）	教員養成評価機構	適合	
山形大学（大学院教育実践研究科教職実践専攻）	教員養成評価機構	適合	
福井大学（大学院教育学研究科教職開発専攻）	教員養成評価機構	適合	
岐阜大学（大学院教育学研究科教職実践開発専攻）	教員養成評価機構	適合	
兵庫教育大学（大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻）	教員養成評価機構	適合	
奈良教育大学（大学院教育学研究科教職開発専攻）	教員養成評価機構	適合	
鳴門教育大学（大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻）	教員養成評価機構	適合	
早稲田大学（大学院教職研究科高度教職実践専攻）	教員養成評価機構	適合	
常葉学園大学（大学院初等教育高度実践研究科初等教育高度実践専攻）	教員養成評価機構	適合	

⑤ 公衆衛生

平成23年度に認証評価機関 1 機関で実施した 1 専門職大学院の認証評価結果は、全て「適合」である。

名 称	評価機関	評価結果	備 考
東京大学（大学院医学系研究科公共健康医学専攻）	大学基準協会	適合	

認証評価機関連絡協議会委員名簿

平成24年3月29日現在

機 関 名	役 職	氏 名	備 考
○(財)大学基準協会	副会長	鈴木 典比古 (国際基督教大学学長)	・機関別(大学、短期大学) ・専門(法科大学院、経営分野、公共政策分野)
◎(独)大学評価・学位授与機構	理 事	岡 本 和 夫	・機関別(大学、短期大学、高等専門学校) ・専門(法科大学院)
(財)日本高等教育評価機構	副理事長	高 倉 翔	・機関別(大学、短期大学) ・専門(ファッション・ビジネス分野)
(財)短期大学基準協会	副理事長	関 根 秀 和 (大阪女学院短期大学 理事長・学長)	・機関別(短期大学)
(公財)日弁連法務研究財団	専務理事	柏 木 昇 (中央大学法科大学院教授)	・専門(法科大学院)
NPO法人 国際会計教育協会	評価委員会 委員長	友 永 道 子	・専門(会計分野)
NPO法人 日本助産評価機構	理事長	加 納 尚 美	・専門(助産分野)
(財)日本臨床心理士資格認定協会	理 事	藤 原 勝 紀 (京都大学名誉教授)	・専門(臨床心理分野)
教員養成評価機構	理事・事務 局長	大 槻 秀 明	・専門(教員養成分野)
(社)日本技術者教育認定機構(JABEE)	理 事	工 藤 一 彦	・専門(情報、創造技術、組込技術、原子力分野)

※ 機関別・・・機関別認証評価の略
 ※ 専門・・・専門分野別認証評価の略

◎ : 議長
 ○ : 議長代理

第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について
(平成23年1月19日中央教育審議会大学分科会) (抜粋)

II 大学分科会の審議経過の概要について

1. 教育の質の保証・向上について

(2) 公的な質保証システムの改善

③ 認証評価の改善

認証評価機関による「認証評価機関連絡協議会」が発足しており、こうした機会を通じて、各機関が連携し、協議を進めながら、認証評価の運用について改善していくことが期待される。

(検討すべき課題例)

(7) 評価の内容・方法の充実

- ・教育の質保証の取組を重視した評価。その際、国際的動向にかんがみて適切なものであることに留意。
- ・学生の卒業後の社会的・職業的自立の観点からの評価。

(4) 認証評価の一層の効率的な実施

- ・自己点検・評価に関する内容整理と、評価業務の一定程度の共通化。
- ・大学データを各認証評価機関が効果的に活用できる体制の整備。
- ・専門職大学院の評価の実施に当たり、機関別評価との連携への配慮。

(ウ) 各大学の特色ある教育研究の進展に資する観点

- ・大学の機能別分化を促進していくにあたり、各大学がどのような機能に重点を置いてもそれが適切に評価されるようにするための工夫。
- ・認証評価は、各大学の特色ある教育研究の進展に資するようにすることが求められており、こうしたことへの一層配慮。あわせて、大学の機能が多様であることを踏まえ、認証評価機関によっては、機関別の認証評価と別に、個別の機能に特化した評価活動に取り組むこと。

(イ) 国際的な対応

- ・諸外国の質保証や評価制度に関する動向の恒常的に把握・分析。そのための調査研究機能を高めることや、その成果の共有。
- ・認証評価の仕組みと、我が国の大学の状況を分かりやすく発信。
- ・認証評価機関の国際的な連携の推進。

(オ) その他の課題

- ・評価者の研修機会の充実。
- ・認証評価後の大学への継続的な情報提供等の支援。
- ・優れた評価結果を得た大学や、優れた取組の積極的な発信。

機関別認証評価の実施実績(平成16～22年度)

大学

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
大学評価・学位授与機構	国立	-	2	7	37	4	27	7	84
	公立	-	2	3	0	5	10	15	35
	私立	-	0	0	1	2	0	3 (0,1)	6 (0,1)
	計	-	4	10	38	11	37	25 (0,1)	125 (0,1)
大学基準協会	国立	0	1	0	0	0	0	0	1
	公立	6	5	3	5	2	9	11	41
	私立	28 (2,0)	19	44 (1,0)	49 (4,0)	42 (5,0)	48 (3,0)	52 (6,1)	282 (21,1)
	計	34 (2,0)	25	47 (1,0)	54 (4,0)	44 (5,0)	57 (3,0)	63 (6,1)	324 (21,1)
日本高等教育評価機構	国立	-	0	0	0	0	0	0	0
	公立	-	0	0	0	0	0	0	0
	私立	-	4	16	38 (1,0)	58 (5,0)	71 (5,0)	89 (9,1)	276 (20,1)
	計	-	4	16	38 (1,0)	58 (5,0)	71 (5,0)	89 (9,1)	276 (20,1)
総 計		34 (2,0)	33	73 (1,0)	130 (5,0)	113 (10,0)	165 (8,0)	177 (15,3)	725 (41,3)

(注)カッコ内はそれぞれ、(保留大学数,不適合大学数)を示す。

短期大学

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
大学評価・学位授与機構	国立	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	-	2	1	1	2	1	5	12
	私立	-	0	0	1	0	0	0	1
	計	-	2	1	2	2	1	5	13
大学基準協会	国立	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	-	-	-	0	2	2	2	6
	私立	-	-	-	2	3	0	5 (1,0)	10 (1,0)
	計	-	-	-	2	5	2	7 (1,0)	16 (1,0)
短期大学基準協会	国立	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立	-	30	44	51	55	65	83 (9,0)	328 (9,0)
	計	-	30	44	51	55	65	83 (9,0)	328 (9,0)
日本高等教育評価機構	国立	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
総 計		-	32	45	55	62	68	95 (10,0)	357 (10,0)

高等専門学校

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
大学評価・学位授与機構	国立	-	17	18	19	0	0	1	55
	公立	-	0	0	0	1	0	1	2
	私立	-	1	0	1	1	0	0	3
	計	-	18	18	20	2	0	2	60
総 計		-	18	18	20	2	0	2	60

専門職大学院分野別認証評価の実施実績(平成16～22年度)

法科大学院

機関名		16	17	18	19		20		21		22	合計
				下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期		
日弁連法務研究財団	国立	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	4
	公立	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立	-	-	2	4	7	7	3	1	1	0	25
	計	-	-	2	4	7	7	7	1	1	0	29
大学基準協会	国立	-	-	-	-	0	-	0	-	0	0	0
	公立	-	-	-	-	0	-	0	-	0	0	0
	私立	-	-	-	-	2	-	14	-	2	0	18
	計	-	-	-	-	2	-	14	(0,9)	2	0	18
大学評価・学位授与機構	国立	-	-	-	-	7	-	9	-	3	0	19
	公立	-	-	-	-	0	-	2	-	0	0	2
	私立	-	-	-	-	2	-	5	-	0	0	7
	計	-	-	-	-	9	-	16	(0,4)	3	0	28
総計		-	-	2	-	22	-	44	(0,1)	7	0	75

注1: 日弁連法務財団については、上期と下期で各々評価・公表している。

注2: 日弁連法務財団の平成21年度下期の1専攻は、第2期目の実施となる。

会計

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
国際会計教育協会	国立	-	-	-	-	2	0	0	2
	公立	-	-	-	-	0	0	1	1
	私立	-	-	-	-	3	2	2	7
	計	-	-	-	-	5	2	3	10

経営

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
大学基準協会	国立	-	-	-	-	3	3	2	8
	公立	-	-	-	-	0	0	2	2
	私立	-	-	-	-	7	7	5	19
	計	-	-	-	-	10	10	9	29
ABEST21	国立	-	-	-	-	3	0	1	4
	公立	-	-	-	-	0	0	0	0
	私立	-	-	-	-	1	1	1	3
	計	-	-	-	-	4	1	1	7
総計		-	-	-	-	14	11	10	35
							(0,1)	(0,1)	(0,2)

臨床心理

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
日本臨床心理士資格認定協会	国立	-	-	-	-	-	1	0	1
	公立	-	-	-	-	-	0	0	0
	私立	-	-	-	-	-	0	0	0
	計	-	-	-	-	-	1	0	1

助産

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
日本助産評価機構	国立	-	-	-	-	0	0	0	0
	公立	-	-	-	-	0	0	0	0
	私立	-	-	-	-	1	0	0	1
	計	-	-	-	-	1	0	0	1

公共政策

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
大学基準協会	国立	-	-	-	-	-	-	1	1
	公立	-	-	-	-	-	-	0	0
	私立	-	-	-	-	-	-	0	0
	計	-	-	-	-	-	-	1	1

ファッションビジネス

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
日本高等教育評価機構	国立	-	-	-	-	-	-	0	0
	公立	-	-	-	-	-	-	0	0
	私立	-	-	-	-	-	-	1	1
	計	-	-	-	-	-	-	1	1

教職

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
教員養成評価機構	国立	-	-	-	-	-	-	4	4
	公立	-	-	-	-	-	-	0	0
	私立	-	-	-	-	-	-	3	3
	計	-	-	-	-	-	-	7	7

情報

機関名		16	17	18	19	20	21	22	合計
日本技術者教育認定機構	国立	-	-	-	-	-	-	0	0
	公立	-	-	-	-	-	-	1	1
	私立	-	-	-	-	-	-	0	0
	計	-	-	-	-	-	-	1	1

(注)カッコ内はそれぞれ、(保留大学数,不適合大学数)を示す。

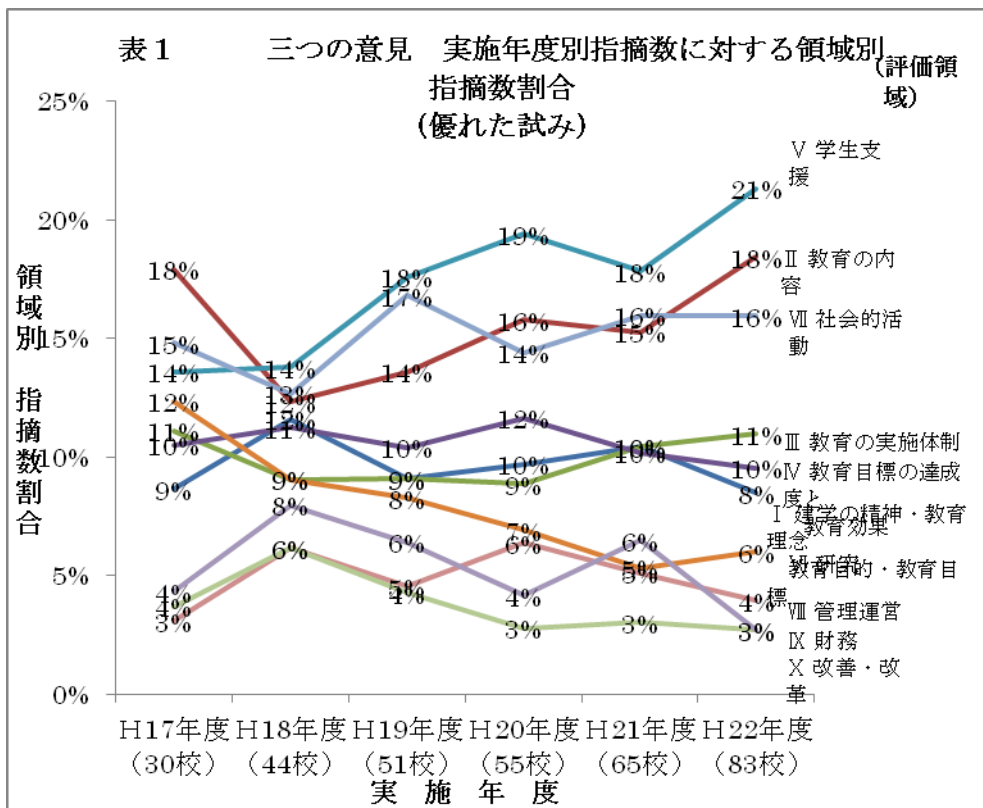
優れた試み等について

財団法人短期大学基準協会

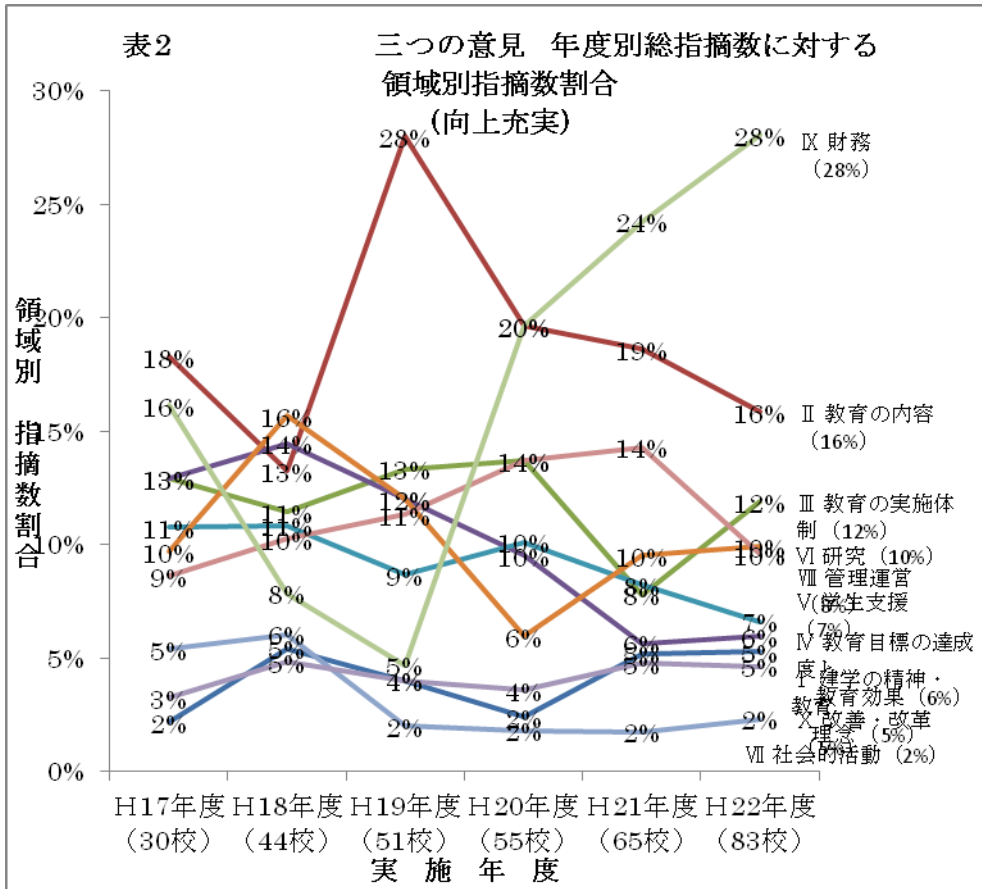
短期大学基準協会の認証評価は、短期大学評価基準に基づく評価、すなわち短期大学の水準を満たしているか否かの評価に加え、短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施しています。評価結果である「機関別評価結果」や「領域別評価結果」の判定とは別に、短期大学教育の向上・充実に資する観点から、「三つの意見」として、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実に資する課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」を付して、短期大学の主体的な改革・改善を支援して、教育の向上・充実に資する取り組みを行っています。

各年度の領域別の状況をみると「特に優れた試みと評価できる事項」においては評価領域Ⅴ(学生支援)、評価領域Ⅱ(教育の内容)、評価領域Ⅶ(社会的活動)に関して毎年度多く取り上げられ、年々高い割合を示してきており、各短期大学が積極的に取り組んでいる状況が表れています。本協会の評価の特徴が教育を中心とした評価であること、短期大学が地域に密着した活動を行っていることを示しています。中でも、学習の動機付けからキャリア形成に至る学生の支援に関するものが最も多く取り上げられています。また、評価領域Ⅰ(建学の精神等)、評価領域Ⅲ(教育の実施体制)、評価領域Ⅳ(教育目標の達成度と教育効果)は毎年度指摘数全体に対して10%前後で推移し、評価領域Ⅷ(管理運営)、評価領域Ⅸ(財務) 評価領域Ⅹ(改革・改善)は5%前後で推移しています。評価領域Ⅵ(研究)は平成17年度には科学研究費補助金の採択が多いなどと12%取り上げられましたが、年々下降傾向にあり、平成22年度においては6%となっています。

「向上・充実に資する課題」及び「早急に改善を要すると判断される事項」について6年間の評価を概観してみますと、特徴的な事象は評価領域Ⅸ(財務)です。19年度評価の5%から22年度評価は28%と急激に増加しています。これは、近年の短期大学の財務状況を如実に表しているといえます。評価領域Ⅱ(教育の内容)は各年度高い割合を示しています。特に19年度は28%と高くなっていますが、それは設置基準の改正とも関連してシラバス記載事項の充実やFD活動の充実を指摘するものが多くあったからですが、その後徐々に改善され、減少してきています。評価領域Ⅳ(教育目標の達成度と教育の効果)についても同様な傾向がみられます。評価領域Ⅵ(研究)はおおむね10%前後ですが、18年度は16%と研究活動の活性化を指摘するものが多くありました。評価領域Ⅲ(教育の実施体制)、評価領域Ⅳ(教育目標の達成度と教育効果)、評価領域Ⅴ(学生支援)、評価領域Ⅷ(管理運営)は10%前後で減少傾向又は横ばいで推移しています。評価領域Ⅰ(建学の精神等)、評価領域Ⅹ(改革・改善)は2~5%と低い割合で推移しています。



	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
建学の精神・教育理念	9%	11%	9%	10%	11%	8%
教育の内容	18%	13%	14%	16%	15%	18%
教育の実施体制	11%	9%	9%	9%	10%	11%
教育目標の達成度・効果	10%	11%	10%	12%	11%	10%
学生支援	14%	14%	18%	19%	18%	21%
研究	12%	9%	8%	7%	5%	6%
社会的活動	15%	13%	17%	14%	16%	16%
管理運営	3%	6%	5%	6%	5%	4%
財務	4%	6%	4%	3%	3%	3%
改革・改善	4%	8%	6%	4%	6%	3%



	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
建学の精神・教育理念	2%	5%	4%	2%	6%	5%
教育の内容	18%	13%	28%	20%	19%	16%
教育の実施体制	13%	11%	13%	14%	8%	12%
教育目標の達成度・効果	13%	14%	12%	10%	6%	6%
学生支援	11%	11%	9%	10%	8%	7%
研究	10%	16%	12%	6%	10%	10%
社会的活動	5%	6%	2%	2%	2%	2%
管理運営	9%	10%	11%	14%	14%	8%
財務	16%	8%	5%	20%	24%	28%
改革・改善	3%	5%	4%	4%	5%	5%

「特に優れた試みと評価できる事項」として最も多く評価された「学生支援」の具体的な例としては、以下のようなものがあります。

- レベルに応じた選択授業や再試験のための補習授業を行うなど、個々の学生に対応した学習支援が積極的に実践されている。特に入学時における、基礎学力不足を補うための授業体制として、学生3人に対して教員1人を配置し、短期間で専門科目になじめるように配慮している。
- 学長面談は、学習環境や大学生活全般に対する学生の意見や要望を率直に聴く場として多くの学生に利用されており、駐輪場の改善や売店・自販機の充実など、具体的な改善につながっている。
- 社会人学生の受け入れについては、4年以上の社会人経験のある学生には授業料の半額減免を行い、秋季入学制度も実施するなどの具体的で意欲的な支援を実施している。また、社会人入試制度を説明したパンフレットを作成し、広報活動も活発である。
- 全学生のキャンパスライフ・カルテを作成して、入学から卒業までの情報を記録している。入学後に取得した資格・検定、ボランティア活動、サークル活動、学生生活状況、表彰・その他、卒業後の進路、チューターの所見などを記載したこの資料は、学生の教育すべてにいかされている。
- 入学試験合格者で入学の意思を表明した者に対して入学前説明会を開催し、教育方針と学習目標への理解を深め、入学までの期間を怠りなく過ごさせる工夫がみられる。また、入学後フレッシュマン・セミナー等をつうじて、確認と定着を図っている。
- 教職員一体の支援や短期大学の財政的支援を背景に、学友会等の学生の主体的な活動が活発であり、学生のほぼ全員がクラブ活動に参加している。地域社会での継続的なボランティア活動を展開しているサークルが、ここ数年続けて地元の市から表彰されるという実績を残している。
- 「学習カルテ」によって学生個々の学習状況を把握し、アドバイザーが指導する体制になっている。保健室、学生心理相談室との連携にあっても、アドバイザー教員の役割は大きい。
- 各学科のフレッシュャーズガイドは、大学で学ぶことの意義、授業のとり方、資格の取得、マナー、キャンパスライフ、2年間で目指すことなどが入学生にとって分かりやすく書かれている。そのほか、カリキュラム、図書館利用法、キャリアデザインなどが含まれ、入学時に丁寧な学生生活指導をすることにより、カレッジ・ライフを有効かつ有意義にデザインすることができる。卒業後のキャリアを考える上でも、大変有効である。
- 退学、休学、留年等の問題のある学生及びその保護者に対して、担任を中心に副担任、学科長、専攻主任、教務、学生相談センターと連携して対応しており、どの学科、専攻も退学者が極めて少ない。

- 学科・専攻ごとに学生 30 人に 1~2 名の専任教員がアドバイザーとして配置されている。日常的な学習相談や生活上の相談、就職支援や編入学指導等、学生に対する個別支援が組織的に、またきめ細かく行われ、学生の退学や休学、留年等が最小限に抑止されており、安定した学園生活が保たれている。
- 図書館内に学生が履修する科目に関連した図書をそろえたシラバス・ルームを設け、学生の履修選択や学習効果向上に寄与している。
- 初年次教育、リメディアル教育、キャリア教育と手厚い教育を行っている。キャリア教育分野では全入学予定者に対して職業に対する意識を醸成・形成させるため、キャリア・カウンセリングを実施している。基礎教育センターを設け、基礎学力の不足している学生のみならず、学生個々人の多様な目的に応じて学力のアップを支援している。
- ピアノの補習を入学前から実施し、入学後は、授業時間外においても多くの時間を設定している。教員の並々ならぬ熱意を感じる。編入学についても、編入学指導委員会を設けて大学の説明から個別の受験指導まで系統的に支援している。そのため大学院まで進むなど、編入学先からの評価も高い。